

令和6年1月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 結ホール 令和6年1月23日（火）

午前9時～

2. 出席委員（16人）

農業委員

野村会長、加納委員、大福委員、大里委員、松田委員、三島委員、今井委員、東委員、山田（定）委員、榮委員、山田（兼）委員、皆吉委員、村山委員、川畑委員、

推進委員

亘委員、川間委員

3. 議事日程

（1）議事録署名委員の指名

（2）議事

議案第51号 農用地利用計画変更に関する承認について

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第53号 農地利用集積計画（基盤法）の作成について

議案第54号 農地利用集積計画（機構法）の作成について

議案第55号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

議案第56号 非農地証明書の発行について

議案第57号 農地法第30条に基づく利用状況調査の結果に伴う非農地判断について

4. 報告

①合意解約に関する報告について

5. その他

・「能登半島地震義援金」について

・次期総会について

日時：令和6年2月22日（木）午前9時～

場所：和泊町役場（結いホール）

議案提出締切日：2月15日（木）

現地確認調査日：2月16日（金）午後2時から

議案発送日：2月19日（月）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 西村 雄次 事務局係長 名越 美希
事務局主査 先山 照子 任用職員 勝男 麗
作成者 勝男 麗

○西村局長

おはようございます。それでは、ただいまより令和6年1月期農業委員会定例総会を開会します。

本日の出席人数は16名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立します。それでは初めに会長から挨拶をお願いします。

○野村会長

初めての方もいると思います。あけましておめでとうございます。今年もよろしくをお願いします。

先月から会はなかったのですが、テレビで見ているように正月から大きな事故が続いていますので、我々も十分にお互いに気をつけていきましょう。終わります。

○西村局長

はい。ありがとうございます。

それでは和泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、進行を会長にお願いいたします。

○野村会長

はいそれでは進めていきたいと思います。

議事録署名人を川畑さん、加納さん、私3人でいきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは議案にいきます。

亘さんが来ていますので、議案の55号から先に行きたいと思います。29ページ。

議案の第55号、農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について。

農地移動適正化あっせん事業実施要項第9に基づくあっせん申出があったので別紙のとおり提出をし、併せてあっせん委員の選任をお願いします。

説明をお願いします。

○名越係長

はい。では30ページをお開きください。農地のあっせん申出書、売りの申出書です。

整理番号1番、仁志内窪〇〇、畑、815㎡。農振法内、基盤整備済、畑かん有り、他9筆、全面積で1、6529㎡です。

申し出者は、大阪府門真市にお住まいの〇〇氏です。

1筆、仁志赤水〇〇に抵当権がついていますが、そちらは売りなので、買う方が決まったら、抵当権は外れると思います。

続いて整理番号2番、国頭西甫仁〇〇、畑、4507 m²。他2筆合計3筆、合計面積が7493 m²です。

こちらは、兵庫県神戸市東灘区にお住いの〇〇氏から売りたいという申し出が出ました。それぞれ希望価格は相場と、〇〇さんに関しては〇円から〇円ぐらいでできたら、ということです。地図は31ページから34ページまでになります。

続いて35ページの借りたいのあっせんです。

整理番号1番、土地の所在は、西原、出花、喜美留、伊延、国頭の方で、二字ぐらいで5000 m²を希望しています。申出されたのは、国頭の〇〇氏です。

価格については相場ということでした。本人の希望としては、できれば畑かんがついていて3年以上契約できる畑を探したいということでした。

あっせんをお願いします。

○野村会長

それでは、売りの1番。亘委員、何かありますか。

○亘委員

あっせん申出者の〇〇氏ですけれども、もうずっと都会の方で生活されていてまして土地は、親御さんの土地を相続されて、家が匠所ということで、うちの方でずっと耕作をしておりました。

今回、もう永良部の土地を手放したいということで相談を受けましたので、私どもの契約は、合意解約を出しております。そしてその上でその10筆全部の農地をあっせんということで申し出いただきました。

そして、先ほど言われました赤水の〇〇の抵当権ですけれども。〇〇さんとその債務者さんとも連絡が取れまして、抵当権抹消の手続きをするということでしたので、問題なく進められると思います。それと〇〇さんからの要望で、できれば近隣の方ということを希望されています。審議をお願いいたします。

○野村会長

そういうことだそうです。

抵当権は、昨日夜電話がありまして、手続きをしますということでした。

それでは、あっせん委員は先ほどあったようになり近所がつくとなれば、谷山、仁志、永嶺でいきたいと思いますけど、いいですか。

(異議なしの声)

○亘委員

金額は相場でおまかせします。

赤水の、地図ですとこの道路から右側のところは、海側にあるんですね。

ですので耕作できる物が、サトウキビか牛の草とかそれぐらいで、ジャガイモとか絶対無理な所でして。その辺りが一応仁志の方では、〇円～〇円かもうちょっと低い値段になっています。

内窪辺りの内側に入ると〇円～〇円ぐらいになってるんですけども。

あとはもうまとめて、買っていただけるならということで、そこまで強く高値はおっしゃってなくてお任せしますという事です。〇円から〇円とかでもいいぐらい

かなって。

○野村会長

○円から○円。

○亘委員

そうですね、小さい畑は面積が本当に少ないので。

○野村会長

○円から○円ぐらいにしますか。はい。それで、これ一括じゃないと駄目ってことではないですよ。

○亘委員

そうですね。

その辺りが全部まとめてではなく、何人かででも良いという事です。

○野村会長

そういうことですので、よろしくお願いします。

何か質問がありますか。なければ○円から○円、あっせん委員は谷山と仁志と永嶺で担当をしたいと思います。よろしいですか。

(はいの声)

それでは2番をお願いします。

○今井委員

国頭のこの畑ですけれども、持ち主の方が○○さんとおっしゃって、もう島を離れて大分経ちますけれども。今までは親戚の方に畑を貸してあって、そのうち買ってもらおうというような約束だったみたいなんですけど。その親戚の方もなかなかすぐには買えない、買えそうにないということになりまして。他に買ってもらえる方がいるのであればお願いしたいということで、今回話が出ております。

1番の西甫仁○○ですが、ここは畑かんもありまして、本人の希望は○円から○円ということで全体で出ておりますが、国頭の中でもちょっと中の方にありますので、できれば○円から○円ぐらいの間で売れたらなと思っています。

それと2番目の芭蕉俣○○ですが、そちらは今使っている方が野菜を作っています。じゃがいもを作っていて、○○さんは、全面積で○円から○円ぐらいで売ればいいのかということでしたので、一応反あたり○円から○円ぐらいで。

最後の手附○○ですが、地図にありますように空港の下の方で海のすぐそばなんです。これは、もう売れるか売れないかと言うようなことをおっしゃってまして、○円とかにはこだわらず、もっと下げてもいいよってことなので一応○円～○円ぐらいで設定したいなとは思っています。

以上です。

○野村会長

1 番上の西甫仁が〇円から〇円ですね。2 番芭蕉俣が〇円から〇円。3 番手附が、〇円でもいいですという事ですね。そういうことですのでそれで行きましょうか。あとあっせん委員は国頭の 3 名の方お願いできますか。

(はいの声)

何か質問ありますか。
空港の所は畑になっていますか。

○今井委員

空港の近くのところは、今ローズ畑になっています。で以前は里芋を作った時もあったよっていう、〇〇さんのお話ではあったんですけど。
今は親戚の方が牛を飼ってらっしゃるので、ローズ畑になっています。

○野村会長

はい。よろしいですか。それでは次の 35 ページ。いくつか条件がついていますね、二字で 5000 m²。

○川畑委員

この方は、規模、畑もちっと縮小したいからっていう話を聞いていて、小さい 3 畝ぐらいの畑を使っていたのはもう返したいって話だったんですよ。10 月 11 月ごろ。それであっせんが出てきたので？と思ったんですけど、たまたまその小さい畑だけを返したかったから、そういう話になったのかなと思っています。

○名越係長

こちらはご本人が来まして、今使ってる畑を返して欲しいって言われたようです。それで、急いで探してるという事でした。人から借りている畑を返して欲しいと言われたようで。もう返さないといけなくなったから、代わりの畑を探している状況です。

○西村局長

契約はなくみなしだと思っています。

○野村会長

そういうような事情があるみたいですので。お願いします。
これから先、多分こういう 1 畝 2 畝 3 畝とかっていうのは、返ってくる可能性があると思います。そこそこ大きい畑たちが集まってくると、小さい畑まではできない状況になると。それは、仕方がないことじゃないかな。今後はある程度仕方ないと思います。
それではあっせん委員は、ここに書かれている西原、出花、喜美留、伊延、国頭でお願いします。
希望価格というか、これは小作料は借り入れたところで大分違ってくると思いますので。大体〇〇円前後じゃないのか、もっと高いですか？その集落。〇〇円ぐらいで話をしましょうか。よろしいですか。

(はいの声)

ちょっと皆さんに聞きたいのですが、畑かんがあるところは、高く借りてもらえるんですか。差はついているの？

○川畑委員

はい。他のところは。

○大福委員

うち是一緒です。基本料金とかは耕作者が払う。

○野村会長

埋設型がついているところがあるよね。あれも基本的に一緒？高くで借りるの？うちの集落はほとんど全部一緒、あってもなくても。何かなくても一緒ね。それがあるから、特に高いってことはない。他はどうですか？皆さん。

○川畑委員

うちは以前から、ないところは〇円、畑かん入ってたら〇円って言って私はずっとそれでやっていまして、喜美留もそうでしたよね。それと基本料金、結局それは付加価値っていう形の考え方で、やってきました。

○野村会長

そうすると実際は〇〇円になりますね。特に分けてあっせんしているところありますか。畑かんあるから幾らか上がりますよと。

○川畑委員

一緒っていうのは初めて聞いてびっくりしたんですけど、ちょっと面白い。

○大福委員

契約時に払うことっていうのは、契約書には書かないですけど口頭で言っています。耕作者の負担になります。

○西村局長

基本料金ですよ。

○野村会長

はい、わかりました。以上で終わります。亘さんお疲れ様でした。

それでは次、議案の第 51 号、農用地利用計画変更に関する承認について、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条による農地利用計画変更についての申出を受理したので審議をお願いします。説明をお願いします。

○先山主査

それでは説明いたします。
整理番号 1、計画変更こちらは用途変更になります。
土地の所在が大字根折、辻石原, すいません辻なんですけれども漢字が、点が二つあるんですけれども、こちら謄本を確認したところ、点は一つの辻でした。訂正をお願いします。
辻石原〇〇、畑、面積 1721 m²、こちらは自作地となっております。
申請人は和泊町根折の〇〇氏。
変更の理由ですが、こちらの畑を畜舎、堆肥舎、水槽、農用車両置場、飼料置場、への変更になります。
場所はですね、前のスクリーンの地図で見ていただきたいのですが。現在の畜舎がその左にあります。今使っているのがこちら。
現在 12 頭親牛がいるみたいですが、もっと規模拡大をしたいという希望です。申請者ですが、現在クリーンセンターに勤められていますが、3 月いっぱい退職されて農業一本でされるという事です。
この畑は土地改良事業をしてあります。ご本人さんが土地改良区と協議をいたしまして、問題ないということの回答いただいております。また耕地課、農協さんからも、こちらを用途変更するにあたっての意見を求めたところ、問題ないという回答をいただいております。以上です。

○野村会長

山田さん何か説明はありますか。

○山田定委員

近くの畑を買いだいたい話を聞いたのですが、もめているようです。
で自分の畑の方に建てたいと、その奥の方に 1 筆。手前の方、それを買いたいというお話あったんですけど。
そこはいろいろありまして、自分の畑の方に牛舎を、という事でした。
側溝があるので、下の道からしか行けないんですが。

○野村会長

ちょっと下がってますね。場所がよくわからないから、地図を開いてください。

○先山主査

周りは全部基盤整備したところですね。
広がりがあるところでして、本来はこちらを除外することはできないんですが、農業用の施設の用途変更であれば問題ないという事です。
基盤整備、土地改良事業から 8 年経過していないと、用途変更及び除外ができないのですが、こちらはもう大分前に整備完了報告していますので、土地改良区との協議の結果問題ないということでした。

○野村会長

はい。そういうことだそうです。よろしいですか。

(異議なしの声)

はい、では許可をしたいと思います。

それでは次にいきます。議案の第 52 号。

農地法第 3 条の規定による許可について。農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、審議をお願いします。説明をお願いします。

○西村局長

はい。それでは 4 ページです。申請番号 1 番、所有権移転、無償となっております。土地の所在が国頭喜野口〇〇、畑、農振農用地、1903 m²、他 10 筆で合計 1 万 3685 m²。

渡し人が国頭にお住まいの〇〇氏、受け人が和泊にお住まいの〇〇氏。

親子でして、子供への贈与となっております。

以上 1 件ですが、こちら農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと思われるため、許可要件すべてに達すると思われます。審議をお願いします。

○野村会長

何か説明はありますか。

○今井委員

〇〇さんは親子関係にありまして、3 条の調査書に従って聞き取りを行いました。一番は本当に〇〇さんが畑を耕作するのかわかっていうところが気になっていたのですが、農機具の所有、トラクター 2 機、耕運機 2 台、掘り取り機など持っていました。また、収穫時期などはシルバー人材を使うというお話まで伺うことができましたので大丈夫だと思います。

○川畑委員

ここの畑は人に貸していますよね？契約はないですよね。

○今井委員

はい、みなしです。〇〇さんところに 2 件と〇〇さん。

○先山主査

この前に言っていた平張りは？

○今井委員

今菊を、花を作っていますよねって、そのあとどうされますかと伺ったところ、使っている方が歳もとっているんで、自分たちがしますというお話でした。そこを花としてするのか、他にするのかそこまでは聞きませんでした。

○野村会長

これ全部みなしですか？

○西村局長

いえ、何か所かですが人に貸しています。台帳上に名前がないので。

○野村会長

先程も少しありましたが、結局みなしで借りて返してくれでは、また作物の都合もありますから。やっぱり我々としては、できるだけ契約をしたら、耕作者の保護にもなりますし、ちゃんとした期限が来れば話もわかりやすいと思います。

○今井委員

今回の契約は、契約書を書いて準備したところで、ご本人から、お父さんから譲り受けるからってという話が出てきまして、なくなりました。

○川畑委員

お父さんはご高齢だし、畑はとっても出来ないと思います。

○野村会長

わかりました。できるだけ契約をする、みなしをなくすように努力をしてください。よろしくお願いします。

○大福委員

これは一括贈与ということですよ。税金の方はなにか猶予をしてもらうような、そういうシステムになってるんですか。

○西村局長

税金に関しては、農業委員会に対して申し出っていうのはないです。税務署に対して手続きをするっていうもので。前にもありましたが、生前一括贈与と、相続時精算課税制度っていう、2種類の贈与税を猶予する制度があるんです。が、それは本人が税務署に申請するということになっています。そして税務署の方から農業委員会に来るのかな。実際誰が使っているかなど生前一括贈与の場合には、毎年、税務署に申告をすることとなっています。

○大福委員

そういうことを、結局受人は知っているのかどうか。

○西村局長

役場職員なので多分知っているかとおもいます。

○川畑委員

今の話でいくと、小作を本人がしているかどうかっていう確認という事ですか？

○西村局長

そうです。自分が耕作しないといけないので。それを売ると、それに対して贈与税がかかるって来るってことです。

○川畑委員

この場合はみなしで貸しているから、こういう時はどういうふうになりますか。

○西村局長

要は収穫後に本人が畑を返してもらってするので、それをもし誰かに貸したとしたら、それは農地法3条の許可違反という扱いになります。税務上は本人がしないといけないから、契約がばれると、追加税される可能性がありますよね。ただ、農業委員会としては農地法上の問題であって、その税金のことは特に問題にしないでいいと思います。

○野村会長

これ許可をしてすぐ誰かといわゆる今のみなし契約したら、おかしくなりますよね。

○川畑委員

いやすごく気になるのはこの畑、現状実は刈り取りを自分たちがやっていて、面積も大きいし、それをね、〇〇さんが、実際にできるのかなっていうとすごく疑問が残るので安易に許可できるのか、ちょっと厳しいのではないかなというのはすごく感じます。それよりはもう、お父さんで契約して自分が退職してとか先の契約ができるような状態になってだったら話はわかるけど、何かすごく時期尚早のような気がして。

○西村局長

3月で退職するそうです。知名にも奥さんの畑があって、やっているということです。だから退職するっていうことで農業すると思います。

○川間委員

農業はしてるんですか？申告しているという事ですか？

○大福委員

土日に行っているという事ですよね。

○西村局長

知名の畑も行っているという事みたいです。

○川間委員

もし、人に貸しちゃったっていう事があれば、戻すとかっていう農業委員会としては強制していくっていうつもりで許可を出すってことですよね。

○今井委員

聞き取りをする時に、畑はするんですよね？ていうのを一番最初に聞くんですが、本人がするっていうのに、本当にするんですか？とはそれ以上言えない。今後誰と農業されるんですかと伺ったら奥さんとする。では農業機械どのくらいあるん

ですかって言ったら、何馬力何台・・・トラクター２台と耕運機２台、掘り取り機っていうのが出てきたので、農作業機械は揃えられている。あとは他にどういう疑い方の聞き方をすればいいのか。

○野村会長

多分我々としてはそこまでしかできない。本人がやるって言っているのだから、駄目ですよとはいえない。温かく見守っていきましょう。

○先山主査

今貸している農地をどうするかですよね。いつ返してもらうのか。

○大福委員

仕事をやめてからかな。

○野村会長

それしかないんじゃないですか。すぐ終わってすぐ転売するとか、売るとかってなったら問題になるだろうし。さっき言ったように、改めてお金と契約つきで貸すってなったらおかしくなるんですよ。その状況次第で、どうしてもできなくなったという事情が起きてきたらまた認めざるをえないだろうし。状況見るしかないじゃない。本人がやるって、頑張るって言っているんですから。ということで、どうですか。

ちょっと事務局に聞きたいのだけど、さっき川間委員がその農業生産があるかどうかという話をしたんで。こういう関係の時に、いわゆる土日に家を手伝っているというだけじゃ駄目なのですか。農業の生産額が必要なの？

○村山委員

年間日数が 60 日以上超えていれば良いのではなかった？

○野村会長

毎月土日やれば 60 日いきますよね。家族で農業をされていて。であれば、当然従事者ということで考えてね。その子供の売り上げでなくてもいいと。わかりました。それでは、これを許可したいと思います。よろしいですか。

(はいの声)

それでは許可をします。

次にいきます。

議案の第 53 号と 54 号、農用地利用集積計画の作成について。

旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の農用地利用集積計画を作成したので審議をお願いします。54 までお願いしますが、もう谷山の集積ばかりなのかな。

○名越係長

谷山の集積がほぼで、それ以外となると 28 ページの申請番号 38 番の出花だけです。あとは全部谷山の集積関係です。

では議案第 53 号の説明をさせていただきます。6 ページ目をお願いします。申請番号 1 番、瀬名池上〇〇、畑、面積 2088 m²、他 3 筆合計 4 筆、全面積 9107 m²です。

こちらは更新の契約、賃貸借契約になりまして、貸される方が瀬名の〇〇氏。借りられる方が内城の〇〇氏です。

契約開始が、令和 6 年 2 月 1 日からの 6 年間になります。

続いて申請番号 2 番、手々知名ア井タ〇〇、1004 m²、こちらは新規の賃貸借の契約になりまして、貸される方が、福岡県久留米市にお住まいの〇〇氏、借り借りられる方が和泊にお住まいの〇〇氏で、契約開始日は令和 6 年 2 月 1 日からの 20 年になります。

続いて申請番号 3 番、和泊大工棚〇〇、1647 m²、他 1 筆合計 2 筆全面積 5229 m²です。こちらは更新の賃貸借の契約になりまして、貸される方が佐賀県の唐津市にお住まいの〇〇氏、借りられる方が国頭にお住まいの〇〇氏です。契約開始日は令和 6 年度 2 月 1 日からの 5 年間になります。

議案第 54 号ですが、9 ページから、27 ページまでは、谷山の集積関係になります。

○野村会長

どうしますかこれ説明しますか。前回みたいに目を通していただいて終わりでもいいですか。

(はいの声)

○名越係長

ではお目通してください。

最後の 28 ページの、申請番号 38 番。出花下原〇〇、1365 m²です。

こちらは新規の使用貸借になりまして、貸される方が皆川の〇〇氏。借りる方が西原の〇〇氏です。

契約開始日は令和 6 年 2 月 1 日からの 10 年間になります。

旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○野村会長

6 ページの 2 番目。新規、みなしの解消ですかね。

○名越係長

申請番号 2 番目、みなしです。

○三島委員

契約に 20 年でなってるけど。

○西村局長
最長の 20 年ですね。

○野村会長
〇〇さんておいくつくらいの人なの？

○名越係長
〇〇さんがご高齢でして、息子さんが、自分のお母さんの畑を誰が使ってるかわからないということで問い合わせが来まして。調べたところ、みなしで貸していることがわかりました。今後のことも考えて契約をしたいということで、できればその借りてくれる〇〇さんが若い方なので、長く借りて欲しいという事で 20 年になりました。

○野村会長
はい、そういうことだそうです。あとは最後。28 ページ。川畑委員なにかありますか。

○川畑委員
いや、特に聞いてなくてもらった時に？と思ったんですけど、ここ、出花の集積の時に、〇〇さんと〇〇さんで契約しているんじゃないかなと思って、使用貸借で。そこだけがちょっと気になりましたけど、〇〇さんから〇〇さんには問題ないと思うんですけど。そこだけちょっと気になりましたので一言言ってくれたらいいのになと思ってるところでした。

○野村会長
してあったら耕作者変更になるの？

○川畑委員
〇〇さんはちょっと小さい畑があちこちにありまして、印鑑もらいに行った時に、ここも〇〇さんと契約したのではなかったかなと。正確ではないのですいません。

○名越係長
2023 年 6 月に合意解約してありますね。

○川畑委員
そうですね。この畑は段々になっていて。今は草が植えてありますね。荒らすよりはずっとありがたいです。

○野村会長
これで谷山の集積は全部そろったの？

○名越係長
まだ 2 月 28 日開始があるので、まだもうちょっとあります。急に出たのがあるの

で。

○野村会長

わかりました。以上ですけど、53 と 54 号許可してよろしいですか。
(はいの声)

それでは認めたいと思います。

次は議案第 56 号、非農地証明の発行について、下記の者から非農地証明願を受理したので、調査員による現地調査の報告、審議をお願いします。

○名越係長

では、36 ページです。

今回和泊字にお住まいの〇〇から、皆川の名畑です。

〇〇と〇〇の登記簿上が畑、現況は雑種地の 2 筆、面積 2113 m²と 340 m²の土地が、非農地証明をして欲しいということで挙がってきました。

依頼を受けまして、1 月 16 日火曜日に、代理の手続きをしたエキスパート企画の職員の方と、あと会長と皆川の農業委員の皆吉委員と一緒に現場確認を行いました。和泊町役場から、南西約 3 キロの農用地区域外に位置しておりまして、すでに農地以外の土地となっているというのが、明白です。

昔から、ヘーブ屋サンドが砂を積んだりしていて 20 年以上経っている場所でありまして、農業振興地域計画における農用地区域外の土地であり、公共投資の対象農地でなく、集団性のある優良農地でもない。

ということに該当すると思われるますので、申請地は非農地として判断することはやむを得ないと思われますが、審議をお願いしますと。40 ページにも写真を載せてありますが、前のスクリーンにも地図はありまして。

(スクリーン参照)

県道沿いです。南栄糖業から冲高の方に向かう県道沿いで、皆川に入る道の手前ですかね。ヘーブ屋サンドさんがずっと砂を積んでいたところになります。

以前に、その手前の畑を非農地判断したこともあるようです。今回は赤く囲われている 2 つ並んでいる場所が申請の挙がってきた場所です。

○野村会長

皆吉さん何か説明しますか。

○皆吉委員

結局本人からではなくて婿さんから聞いた話ですけど。

皆さんもご存知の通り、〇〇が借りていたヘーブ屋サンドの事務所を〇〇が購入して、所有者になっているんですけども。申請者が今の申請の箇所を売りたいという気持ちがあって、非農地も申請されたと思うんですけども、そこも現在、〇〇が借りています。世間的にもう事務所もその申請場所も〇〇が購入したと思われるので、今後障害になるので、そういったのは早く解消したい。

そういう思い込みをされていたら困るから、ということです。
今回、非農地になったら売りたい、その上の部分の非農地も含めてという事です。
以上です。

○野村会長

はい。何か質問ありますか。

○村山委員

これも何十年も前からここヤードとして使われてるわけですね。

○名越係長

地図システムでさかのぼってみたんですけど、中の一番古いのにさかのぼっても、畑ではなかったんですよ。こんな感じで私も小さい頃から見ていますが、砂積んでるしか見たことないです。

○村山委員

そうであればもう早々に認めてあげて、そういった問題を早く解消したほうがいいんじゃない。

○皆吉委員

買ったところが、決めるんじゃない。

○野村会長

農地から外せば誰でも買えるってことじゃない。

○西村局長

基盤整備の前からこうでした。

○皆吉委員

土地の価値を聞かれているのがですね、まず水道が引かれています。水道が引かれたのは砂を洗うために、水が必要ですから。そして水道だけだと莫大な費用がかかる傾向があるもんですから。昔、皆川一帯は二期作の始まりの地でもあって、石橋川の上流から水島頭首工というところ、永良部で1ヶ所しかない頭首工という、越山の研修センターの上に水をくみ上げるためのそういったのが設置されていて。その下から支流を水路を引いてて、ここまで引いてるんですよ。
ですから、水に関しては、ちゃんと付加価値がついてるという場所です。

○西村局長

飲料水の水道ではないんですね。

○皆吉委員

水路はですね、飲料水ではない。でも水道は普通の水道も来ていると聞いてますが、それと別に水路もあるよという話です。砂を洗うには莫大な水の量がいるんです。その水路は今も流れていますけど。先日農業農村の座談会に参加してきました

て、頭首工で止めて支流まで止められるのは非常に困るのでその辺は解消してほしいという事を伝えてあります。基本的には来るようになってます。

○川間委員

〇〇は、この土地を今の現状のまま買う事は出来ないんですか？

○野村会長

〇〇は農業部門があったんじゃないか？きびを作っていなかった？
今この現状では、畑では買えないってこと。

○西村局長

あったけどもうやってないと思うんですよ。前はきびを作っていました。

○野村会長

松田さん？やってないの？

○松田委員

もうやってないです。

○川間委員

気になったのが、前回の喜美留の〇〇の件ですが、あの時は〇〇さんがやっていたから畑に直しなさいという話になったじゃないですか。
が、今回は〇〇さんの畑で〇〇さんがやってて、会社が別々だから今回は認めましょうというのでいいんですかね。

○西村局長

それとは全然ちがいます。

○大里委員

喜美留はあそこは仮置き場として使わせて下さいという事だった。
今回の場合は昔から使ってるから。

○川間委員

畑を使ってたわけじゃないですか。

○西村局長

登記簿上は畑ですが、それが実際どういう畑だったかわからないですよ。で基盤整備も入ってない。地区外にされてたわけですよ。農用地区域っていうくくりから外れてると。

農業委員会が出す非農地証明書っていうのは以前に基準を作ったと思うんですけど。

委員の皆さんが畑を現地確認して、利用状況を調査する非農地判断っていうのは基本的に無断転用は、非農地判断はしない。

でも、畑とは知らずに20年以上も使ってしまったとか、そういう場合。だからこの

調査書の最後に書いてありますが、和泊町現況証明書交付基準要領に該当するかし
ないかですよ。喜美留はそれに該当しなかったという事です。

○川間委員

そういう意味ではちゃんと説明ができるということですね。

○西村局長

はい。

○野村会長

他に何かありますか。なければ許可をしたいと思います。よろしいですか。

(はいの声)。

それでは許可をします。

今、〇〇の話が出たんですけど、これも綺麗になってますよね。両方とも。そして
町民からの指摘があったんですけども。それは12月に話し合いがついていますの
で。報告しておきます。

次、議案の第57号農地法第30条に基づく利用状況調査の結果に伴う非農地判断に
ついて、農地法第30条に基づく農地利用調査の結果、農地に該当しないとして別紙
の通り、非農地判断してよいか審議を求めます。
説明をお願いします。

○名越係長

はい。41ページお願いします。

最初に、12月の忙しいときに皆さんに協力していただいて、現場を確認することが
できましてありがとうございました。

確認した結果ですが、42ページから47ページまで一覧表に載せてあります。

この場所を、農業委員会としては非農地と判断して、農地としてみなさないです
よということで、非農地通知を出したいと思っております。

名簿確認をしていただいたと思いますが、この中から外した方がいいとか、特にな
ければ、そのまま非農地通知をこちらから出させていただいて、税務課と、法務局
にも同じように通知を出して、現況の変更をお願いする予定にしております。

○野村会長

これ全部確認したの？現地確認したの？

○名越係長

地図システムを使って良いという事だったので地図システムと。どうしても非農
地現場を見て確認したい、面積が大きかったりとか、ちょっと場所がわからないと
か、というところは現場に見に行かせていただきました。

○野村会長

各集落別に問題ないですか。ありますか。

○先山主査

伊延の〇〇さんの畑なんですが。これは息子さんへの経営移譲をしたときの、特定処分対象農地にあるんです。ということは、非農地にしない方がいいです。もう一度確認しますが経営移譲していると非農地にするとまずいんです。あと納税猶予されてるところとか。所有権移転した後だったら、問題ないかと思うんですけど今貸借してる状態なので、この1筆だけでも先に息子さんに所有権を移動するかどうか。

○野村会長

他にこの中であれって思うところありますか。
和の畑は結構大きいけど概要はなんかない？大福委員。2800とか1700とか大きいのはあるけど。

○大福委員

もう使いようがないんじゃない。

○名越係長

この一覧の色が付いているところですね、ここを見に行きましたが、土が出されていてなくなっていました。

○野村会長

おっきいところは1000以上の所はそんなのばかりですか？証明書発行しますけど、発行していいですか。

(はいの声)

それでは伊延の2つを省いて証明書を発行したいと思います。
それでは次に行きたいと思います。それではその他、合意解約。解約はお目通しください。何か質問はありますか。なければ、次期総会について2月の22日(木)。ここで行います。
議案締切が2月15日(木)、現地確認が16日(金)、発送が19日(月)にします。
以上を持ちまして、本日の総会を終わりたいと思います。お疲れ様でした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する

令和6年 月 日

会 長 _____.

署名委員 _____.

署名委員 _____.